

下水の水質測定義務に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法第12条の12の規定に基づく、水質の測定義務の履行に対する指導、下水道法施行規則第15条第2号ただし書きに規定する測定回数に関し必要な事項を定め、公共下水道の維持管理が適切に行われることを目的とする。

(水質測定項目)

第2条 水質測定を行う項目は、次の各号に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

- 一 原材料・使用薬品及びその使用方法等から公共下水道に排除されるおそれのある項目
- 二 製造品目・操業内容及び業種から考えて公共下水道に排除されるおそれのある項目
- 三 除害施設等の除害対象項目
- 四 その他、必要と認められる項目

(水質測定方法)

第3条 水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省建設省令第1号）に規定する検定の方法により行うこと。

(水質測定回数)

第4条 水質測定の回数は、原則として別表に定めるとおりとする。

- 2 水素イオン濃度の測定については、水素イオン濃度調整を伴う凝集沈殿処理を行うものは、1回/日以上実施すること。ただし、前条の規定に基づく方法による測定は1回/月以上でよいものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、公共下水道管理者は以下の各号に掲げる事項を考慮して、水質測定の回数を別途指示できるものとする。
 - 一 違反又は違反のおそれがある場合
 - 二 対象となる下水の排除の頻度が少ない場合
 - 三 その他公共下水道管理者が必要と認める場合

(水質測定結果)

第5条 事業者は、水質測定の結果を5年間保存すること。

- 2 公共下水道管理者は、水質測定の結果、特定施設の維持管理等について、事業者に対しこれらの事柄について報告を求めることができる。

(指導・監督)

第6条 水質測定結果が、排除基準に適合しない場合には、速やかに原因を調査し、対策を講じるとともに公共下水道管理者に報告するよう指導する。

附則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

(別表)

下水の水質測定の回数を定める基準

下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第15条第2号ただし書きの規定による測定の回数は次のとおりとする。

ただし、水質規制の適用を受けない項目については測定を要しない。

水質の項目	測定の回数	
健 康 項 目 (有 害 物 質)	カドミウム及びその化合物 シアノ化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル(PCB) トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チラウム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 1,4-ジオキサン	1か月を超えない排水の期間ごとに1回以上 ^{※1}
	フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物(溶解性) マンガン及びその化合物(溶解性) クロム及びその化合物 生物化学的酸素要求量(BOD) 浮遊物質量(SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量・動植物油脂類含有量) よう素消費量 水素イオン濃度 ^{※2} (pH) 温 度	1か月を超えない排水の期間ごとに1回以上

※1 過去3年以内に水質基準違反がある場合など、指導要綱第4条第3項第1号に基づき異なる回数(例:2回/月以上)の測定を指示する場合がある。

※2 pHの測定については、pH調整を伴う凝集沈殿処理を行うものは、1回/日以上実施すること。

ただし、指導要綱第3条の規定に基づく方法(公定法)による測定は1回/月以上でよいものとする。